

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成27年5月22日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬95番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更した年月日 平成27年2月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成27年5月8日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン金ヶ崎ショッピングセンター 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻字上渋川65番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更した年月日 平成27年2月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成27年5月8日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び金ヶ崎町役場

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更した年月日 平成27年2月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成27年5月8日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

4(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社 DCMホームック株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 前沢ショッピングセンター 奥州市前沢区向田二丁目78番地

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称

エ 変更した年月日 平成27年2月1日及び同年3月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更及び設置者の名称の変更のため

(2) 届出年月日 平成27年5月8日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

5(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 奥州市

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ショッピングセンター 奥州市江刺区豊田町二丁目1番7号

- ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
  - エ 変更した年月日 平成27年2月1日
  - オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため
- (2) 届出年月日 平成27年5月8日
- (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所